

NO3.四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について（議案第80号）

みえ森と緑の県民税市町交付金は、各市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、三重県から各市町に交付されております。各市町は、市町交付金の全部又は一部を基金に積み立てて、森林づくりの施策の財源とすることができます。今回の議案は、基金を設置するために条例を制定するものですが、本市の森林づくりの施策に関するご意見を募集します。

1 基金設置の背景

みえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」という。）は、各市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、三重県から各市町に交付されている。

各市町は、市町交付金の全部又は一部を基金に積み立てて、森林づくりの施策の財源とすることができる。

2 基金の内容

森林づくりの施策に要する資金に充当する。

【施策の具体例】

- ・ 荒廃した里山や竹林の整備
- ・ 道路沿いで倒木となる恐れのある木の除去
- ・ 小中学校等における森林環境教育の実施
- ・ 公共建築物等の木造化、内装の木質化 等

3 施行期日

平成29年4月1日

【参考】市町交付金を活用した事業実績

年度	事業名	交付額（千円）
H26年度	水沢もみじ谷景観整備事業	26,550
	竹林整備支援事業	1,166
H27年度	水沢もみじ谷景観整備事業	27,309
	宮妻峡病害虫被害木伐倒事業	486
	里山保全事業	494
H28年度	里山保全事業	500
	芸術文化活動施設木製備品購入事業	10,000
	橋北交流会館整備事業	10,000

	学習林整備事業	3,150
H29年度 (予定)	里山保全事業 学校林整備事業 茶業振興センター移転整備事業	500 13,000 1,900

四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例

(設置)

第1条 本市は、災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、国債証券、地方債証券、政府保証債権（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。